

白河市復興推進計画

平成29年10月11日

福島県白河市

1. 計画の区域

白河市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても震度6強を記録し、家屋の倒壊のみならず民間事業所、公共施設等が被災し、その被害は甚大なものであった。

また、主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖・撤退や雇用者の解雇、流出等により、製造業の従業員者数は震災前の水準に回復しておらず、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような状況の中で、本市の中核的産業を担う立地企業が行う設備投資の支援を進めることにより、市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図り、安定的な雇用確保や新たな雇用を創出することを本計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の安定的な雇用確保や新たな雇用創出及び市民生活の安定並びに地域経済の活性化を促進するため、本市の中核的産業である電子部品・デバイス・電子回路製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社ディー・エム・シー（以下「対象事業者」という。）が、新白河ビジネスパーク（白河市十三原道上）において、白河第2工場の増設を行うために必要な資金を貸し付ける事業。

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における電子部品・デバイス・電子回路製造業は、本市の製造業の従業者数において第7位の中核的産業である。また、本事業は本市の電子部品・デバイス・電子回路製造業における従業者数の約22%を占める対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者5名の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、本事業は本計画の目標に掲げた「市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図り、安定的な雇用確保や新たな雇用を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社みずほ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興
特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の
再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が開発・製造するタッチパネルは、産業機器、医療機器、券売機など多岐に渡る用途
で幅広く利用されており、30 を超える国に製品を販売するなど、その重要性は高く、本市の電子
部品・デバイス・電子回路製造業の主要企業であり、その取扱高もトップクラスである。

このため、当該計画の実施により、電子部品・デバイス・電子回路製品の生産能力向上、新規雇
用の創出及び関連する地域産業の活性化に結びつくものである。

以上のことから、これらの効果は本市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再
生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、白河市、福島県、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、対象事業者を構成
員とする白河市復興推進協議会（地域協議会）において法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行っ
た。